

第 3 次石狩市男女共同参画計画案の修正について

前回の会議（平成 27 年度第 2 回、平成 27 年 11 月 5 日開催）でお示した「第 3 次石狩市男女共同参画計画案」について、次のとおり修正したい。

○修正箇所

30P「施策の方向（2）被害者に対する支援体制の充実」の表中、②被害者の適切な保護の説明欄 3 から 4 行目の波線部分

○修正前

施策の方向(2)		被害者に対する支援体制の充実
所管部局		市民課、広聴・市民生活課、国民健康保険課、こども家庭課、学校教育課
②	被害者の適切な保護	継続 緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を <u>第一に適切な対応に努めるとともに</u> 、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります

○修正後

施策の方向(2)		被害者に対する支援体制の充実
所管部局		市民課、広聴・市民生活課、国民健康保険課、こども家庭課、学校教育課
②	被害者の適切な保護	継続 緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を <u>最優先に考えた適切な対応を行い</u> 、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります